

(別紙1) 【施設利用料(基本料)】

特別養護老人ホーム山翠園 令和 4年 10月～

1月あたりの利用料＝施設サービス費＋各種加算(※)＋その他の加算(裏面)＋その他費用＋食費＋居住費

[単位:円]

介護度	施設サービス費	各種加算(※) 裏面参照	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 60/1000	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 23/1000	介護職員等ベースアップ加算 16/1000	その他費用			介護保険 負担限度額認定証				介護保険 負担割合証	
						事務費 90	貴重品管理料 90	おやつ代 40	利用者負担段階	食費	居住費(多床室)	食費・居住費合計(30日)	利用料合計(30日)	
要介護1	月額 17,190	3,450	1,238	475	330	2,700	2,700	1,200	第1段階	300	0	9,000	1割	38,283
									第2段階	390	370	22,800	//	52,083
									第3段階①	650	370	30,600	//	59,883
									第3段階②	1,360	370	51,900	//	81,183
									第4段階(上記以外の方)	1,455	855	69,300	2割	121,266
3割	143,949													
要介護2	月額 19,230	3,450	1,361	522	363	2,700	2,700	1,200	第1段階	300	0	9,000	1割	40,526
									第2段階	390	370	22,800	//	54,326
									第3段階①	650	370	30,600	//	62,126
									第3段階②	1,360	370	51,900	//	83,426
									第4段階(上記以外の方)	1,455	855	69,300	2割	125,752
3割	150,678													
要介護3	月額 21,360	3,450	1,489	571	397	2,700	2,700	1,200	第1段階	300	0	9,000	1割	42,867
									第2段階	390	370	22,800	//	56,667
									第3段階①	650	370	30,600	//	64,467
									第3段階②	1,360	370	51,900	//	85,767
									第4段階(上記以外の方)	1,455	855	69,300	2割	130,434
3割	157,701													
要介護4	月額 23,400	3,450	1,611	618	430	2,700	2,700	1,200	第1段階	300	0	9,000	1割	45,109
									第2段階	390	370	22,800	//	58,909
									第3段階①	650	370	30,600	//	66,709
									第3段階②	1,360	370	51,900	//	88,009
									第4段階(上記以外の方)	1,455	855	69,300	2割	134,918
3割	164,427													
要介護5	月額 25,410	3,450	1,732	664	462	2,700	2,700	1,200	第1段階	300	0	9,000	1割	47,318
									第2段階	390	370	22,800	//	61,118
									第3段階①	650	370	30,600	//	68,918
									第3段階②	1,360	370	51,900	//	90,218
									第4段階(上記以外の方)	1,455	855	69,300	2割	139,336
3割	171,054													

* 介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ支援等加算は、その他の加算算定状況により、金額が異なります。また、上記以外の加算等に応じて若干の金額の増減がございます(裏面)。

【施設利用料】

特別養護老人ホーム山翠園

その他の加算項目

* 下記の加算は、該当する場合のみ算定されます(利用者負担) [単位:円] * } 範囲内の複数に該当する場合はいずれか(上位区分)

加算項目	費用	内容	加算項目	費用	内容		
日常生活継続支援加算(Ⅰ) ※	36単位/日	介護福祉士の数が一定の条件を満たしており、かつ、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上を満たしている場合	初期加算	30単位/日	入所日から30日間又は30日を超える入院後に介護老人福祉施設に再入所した場合に、30日以内の期間		
夜間職員配置加算(Ⅲ)イ ※	28単位/日	夜間の人員基準より多い職員を配置した場合	入院又は外泊時の費用	246単位/日	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合。1月に6日を限度(月をまたぐ場合は、最大12日間)。		
看護体制加算(Ⅰ)イ ※	6単位/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合	看取り介護加算(Ⅰ)		看取りに対する諸要件を満たした場合		
看護体制加算(Ⅱ)イ ※	13単位/日	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置していること及び看護職員の連携により、24時間連絡できる体制を確保している場合			死亡日以前45日前～31日前	72単位/日	〃
認知症専門ケア加算(Ⅰ) ※	3単位/日	認知症介護で一定の経験を持つ者で、認知症介護指導者研修の修了者である専門の者が介護サービスを行った場合			死亡日30日前～4日前	144単位/日	〃
安全対策体制加算	20単位/回	安全対策担当者が、安全対策の専門知識等を外部における研修において身につけ、施設における安全対策をより一層高める場合。新規利用者のみ1回を限度とする。			死亡日前々日、前日	680単位/日	〃
個別機能訓練加算(Ⅰ) ※	12単位/日	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置し、入所者ごとに個別機能訓練計画書を作成し、訓練を実施し、評価を行っている場合	死亡日	1,280単位/日	〃		
個別機能訓練加算(Ⅱ) ※	20単位/月	個別機能訓練加算(Ⅰ)の要件に加え、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、その情報を活用した場合	退所時等相談援助加算		在宅復帰等の際、必要な支援を行った場合		
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し口腔ケアを月2回以上行い、利用者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、助言及び指導を行った場合	(1)退所前訪問相談援助加算	460単位/回	〃		
口腔衛生管理加算(Ⅱ) ※	110単位/月	上記(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、その情報を活用した場合	(2)退所後訪問相談援助加算	460単位/回	〃		
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合	(3)退所時相談援助加算	400単位/回	利用者及びその家族等に対して、退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合		
科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※	50単位/月	上記(Ⅰ)の要件に加え、疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出しその情報を活用した場合	(4)退所前連携加算	500単位/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合		
ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位/月	一定の条件を満たした上で、利用者の心身機能の重度化を防止し、機能を維持できている場合	若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	若年性認知症の利用者に対し、専門的に係る担当者を決め、受け入れを行った場合		
ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位/月	上記(Ⅰ)を満たし、より一層利用者の心身機能の重度化を防止し、機能を維持できている場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	医師より認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると判断された利用者に対し、緊急的な入所を受け入れた場合		
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	利用者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合	在宅・入所相互利用加算	40単位/日	複数の者で予め、在宅期間及び入所期間を定めて当該施設の居室を計画的に利用している場合		
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月	上記(Ⅰ)及び発生リスクがある利用者(ケア計画者)について、褥瘡の発生がない場合	在宅復帰支援機能加算	10単位/日	家族との連絡調整を行っていることや退所後の居宅サービスに必要な情報提供や調整等を行った場合		
排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月	排泄に介護を要する利用者に対し、多職種が共同して支援計画を作成して、情報を厚生労働省に提出し、その情報を活用した場合	外泊時に在宅サービスを利用したときの費用	560単位/日	利用者に対して居宅における外泊を認め、介護老人福祉施設より提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度(月をまたぐ場合は、最大12日間)。		
排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月	上記(Ⅰ)に加え、要介護状態の軽減が入所時等と比較して排尿・排便の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がない、または、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/3月	訪問・通所リハ事業所又は医療施設のPT等や医師の助言を受けた上で個別機能訓練計画を作成した場合		
排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月	上記(Ⅰ)及び要介護状態の軽減が入所時等と比較して排尿・排便の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がない。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位/月	上記(Ⅰ)をPT・OT・ST・Drが訪問して行う場合	
栄養マネジメント強化加算 ※	11単位/日	栄養状態のリスク管理を計画的に行い、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、その情報を活用した場合	自立支援促進加算	300単位/月	医師が医療的評価を入所時に行い、自立支援計画の策定等に参加。特に自立支援の対応が必要な者毎に多職種協働で計画を作成した場合		
療養食加算	6単位/回 1日3回限	医師の発行する食事箋に基づき、療養食の提供を行った場合(糖尿病・腎臓病・肝臓病・胃潰瘍・貧血・膵臓病・脂質異常症・痛風食など)。	経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	経口より食事を摂取する場合において嚥下障害があり誤嚥が認められる利用者に対して、医師の指示に基づき、経口による継続的な食事の摂取を進める取り組みを行った場合		
再入所時栄養連携加算	400単位/回	医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、当施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月	上記(Ⅰ)を算定している場合であって観察・会議等に医師が参加した場合		
経口移行加算	28単位/日	経管栄養により、食事を摂取されている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口摂取を維持するための取り組みを実施した場合					